

## 資料 4

### 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正の概要について

#### ■ 改正の概要

##### 1) 国の人事院勧告を受けた役員の賞与の改定

国の人事院勧告に準じて、法人の役員報酬等規程を改正するもの。

年 度	6 月期	12 月期	合計
現 行	1.675	1.675	3.350
<b>令和5年度</b>	1.675	<b>1.725</b>	<b>3.400</b>
<b>令和6年度</b>	<b>1.700</b>	<b>1.700</b>	3.400

#### ● 役員の賞与の改定については以下のとおり。

- ・ 令和5年12月支給分の改定については、令和5年12月1日から施行する。
- ・ 令和6年度以降の支給分の改定については、令和6年4月1日から施行する。

#### 【参考】

##### ● 人事院勧告の概要

- 1) 月例給は、民間給与との較差は「**0.96%**」。初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定。平均改定率 1級[係員]5.2%、2級[主任等]2.8%等
- 2) ボーナスは、民間の支給割合との均衡を図るため期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ（年間4.40月分⇒4.50月分）